

概念普及を目的とした商標「ME-BYO」の使用に関する要綱

（目的）

第1条 この要綱は、商標「ME-BYO」（登録第 5681442 号及び第 5787466 号）の使用に関し、必要な事項を定め、もって神奈川県（以下「県」という。）が推進する、ME-BYO（未病）の概念普及に寄与することを目的とする。

（商標「ME-BYO」の使用に関する権利）

第2条 商標「ME-BYO」の使用に関する一切の権利は、県に属する。

（使用許諾）

第3条 商標「ME-BYO」を使用しようとする者は、神奈川県知事（以下「知事」という。）の使用許諾を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、商標の使用が次の各号に該当する場合には、使用許諾申請の手続きを省略することができる。

- （1） 県の業務において使用する場合。但し、政策局いのち・未来戦略本部室未病産業担当課長への事前の連絡を要する。
- （2） 新聞、テレビ、雑誌等報道機関が報道目的で使用する場合
- （3） その他知事が認める場合

（使用許諾の申請）

第4条 第3条第1項の規定により使用許諾を受けようとする者は、神奈川県県有財産規則35条第2項の「特許権等実施許諾申請書」（規則第20号様式）に、「商標「ME-BYO」使用計画書及び理由書」（様式第1号）ほか関係書類を添えて、知事に申請しなければならない。

2 知事は、前項の規定により申請を行った者（以下「使用許諾申請者」という。）に対し、必要に応じ資料等の提出を求めることができる。

（使用許諾の手続き）

第5条 知事は、前条第1項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、当該使用が第1条に定める目的に合致すると認められるときは使用許諾を行うことができる。なお、この場合、知事は商標の使用方法その他について、必要に応じ条件を付することができる。

2 知事は、前項に規定する使用許諾を行った場合は、「商標「ME-BYO」使用許諾通知書」（様式第2号）により当該使用許諾申請者へ通知するものとする。

3 使用許諾の期間は、「商標「ME-BYO」使用許諾通知書」（様式第2号）記載の使用許諾開始日から、商標「ME-BYO」の使用許諾を得ている事業又は活動等の終了日までとする。

(許諾の制限)

第6条 知事は、前条の規定にかかわらず、使用許諾申請者の商標の使用が次の各号のいずれかに該当する場合、その使用を許諾しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 県の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の個人、団体、法人（県を除く。）又は商品等を支援若しくは推薦し、又はこれらを行うおそれがあると認められる場合
- (5) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する使用と認められる場合
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（同条第1項第8号に規定する営業を行う者を除く。）に規定する営業又はその広告等に使用される場合
- (7) 商標の使用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (8) 「ME-BYO」のイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (9) 商標の著しい変形を行う場合
- (10) その他、知事が商標の使用が適当でないと認める場合

2 知事は、前項の規定により前条の使用許諾を行わない場合は、「商標「ME-BYO」使用不許諾通知書」（様式第3号）により当該使用許諾申請者へ通知するものとする。

(使用許諾内容の変更等)

第7条 第4条の規定により使用許諾を受けた者（以下「使用者」という。）が、当該使用許諾を受けた内容について変更をしようとする場合は、あらかじめ「商標「ME-BYO」使用内容変更申請書」（様式第4号）を知事に提出し、変更についての使用許諾を受けなければならない。

2 知事は、前項の規定による変更申請があった場合は、第5条第1項及び第6条第1項の規定を適用しその内容の審査を行い、当該変更が適正と認められるときは、その変更についての使用許諾を行うことができる。

3 知事は、前項に規定する変更についての使用許諾を行った場合は、「商標「ME-BYO」使用内容変更通知書」（様式第5号）により当該使用者に通知するものとする。

(使用者の遵守事項)

第8条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 商標の使用が第1条に規定する目的にあることに留意し、その趣旨を損なわないよう十分に注意すること。

- (2) 商標の使用にあたっては、使用許諾を受けた内容に限ること。
- (3) 別紙に定めるガイドラインに沿って使用すること。
- (4) 使用許諾を受けた権利を譲渡、転貸又は承継しないこと。
- (5) その他各種の法令を遵守すること。

(使用許諾料)

第9条 商標の使用許諾料については、無料とする。

(許諾の取消等)

第10条 知事は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許諾を取り消すことができる。

- (1) 提出した申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (2) 第6条第1項の各号のいずれかに該当するに至った場合
- (3) 第8条の遵守事項に違反した場合
- (4) その他使用許諾の継続が不適當であると認められた場合

2 知事は、前項に規定する取消を行った場合は、「商標「ME-BYO」使用許諾取消通知書」(様式第6号)により当該取消を受けた者へ通知するものとする。

3 前項の規定により使用許諾の取消を受けた者は、使用対象物等に使用許諾取消の日から商標を使用することはできない。

4 知事は、前三項の規定により、使用許諾の取消を受けた者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

(賠償責任等)

第11条 県は、使用許諾を行ったことに起因し使用者に生じた損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、使用対象物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、県に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 使用者は、商標の使用に際して故意又は過失により県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。

4 知事は、前二項の規定に違反する使用者に対し、必要な措置を行うよう命ずることができるとともに、必要な法的措置をとることができる。

(情報の公開)

第12条 知事は、商標の適正な管理と、広く使用促進を図る観点から、使用許諾の状況及び使用許諾の取消状況について情報を公開することができる。

(事務)

第 13 条 この要綱に関する事務は、政策局いのち・未来戦略本部室が行う。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、商標の使用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 26 年 11 月 28 日から適用する。
- 2 県は、平成 27 年 3 月 31 日を経過する場合において、この要綱の適用の状況に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 5 月 22 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 11 月 1 日から適用する。